

行財政改革・道州制等特別委員会資料

○行財政改革に関する調査

- ・旧倉敷チボリ公園内の県有財産の処分について 1
- ・市町村への事務・権限移譲について 3

平成22年2月16日

企 画 振 興 部

旧倉敷チボリ公園内の県有財産の処分について

旧倉敷チボリ公園用地については、原則として土地を原状に復し、更地でクラボウに返還することとなっているが、県としては、公園施設等ができるだけ活用いただぐとともに、緑のスペースを確保しようとする倉敷市の取組に対しても特段の配慮をいただくよう、クラボウに対して、要請・協議を行ってきたところである。

このたび、クラボウ等との協議の結果、次の県有財産について、現地での残置（原状回復義務の免除）が認められたことから、当該財産を次のとおり処分することとする。

1 残置物件

(1) 倉敷市関係

区分	数量	摘要
井戸	1個	旧チボリ湖南側
樹木	一式	倉敷用水沿い植栽及び旧バスバース南側植栽
橋梁	6箇所	
レストルーム(トイレ)	3棟	
ミュージックパビリオン	1棟	
子どもの遊び場	1箇所	
下水道公共枡	一式	倉敷用水沿い南側

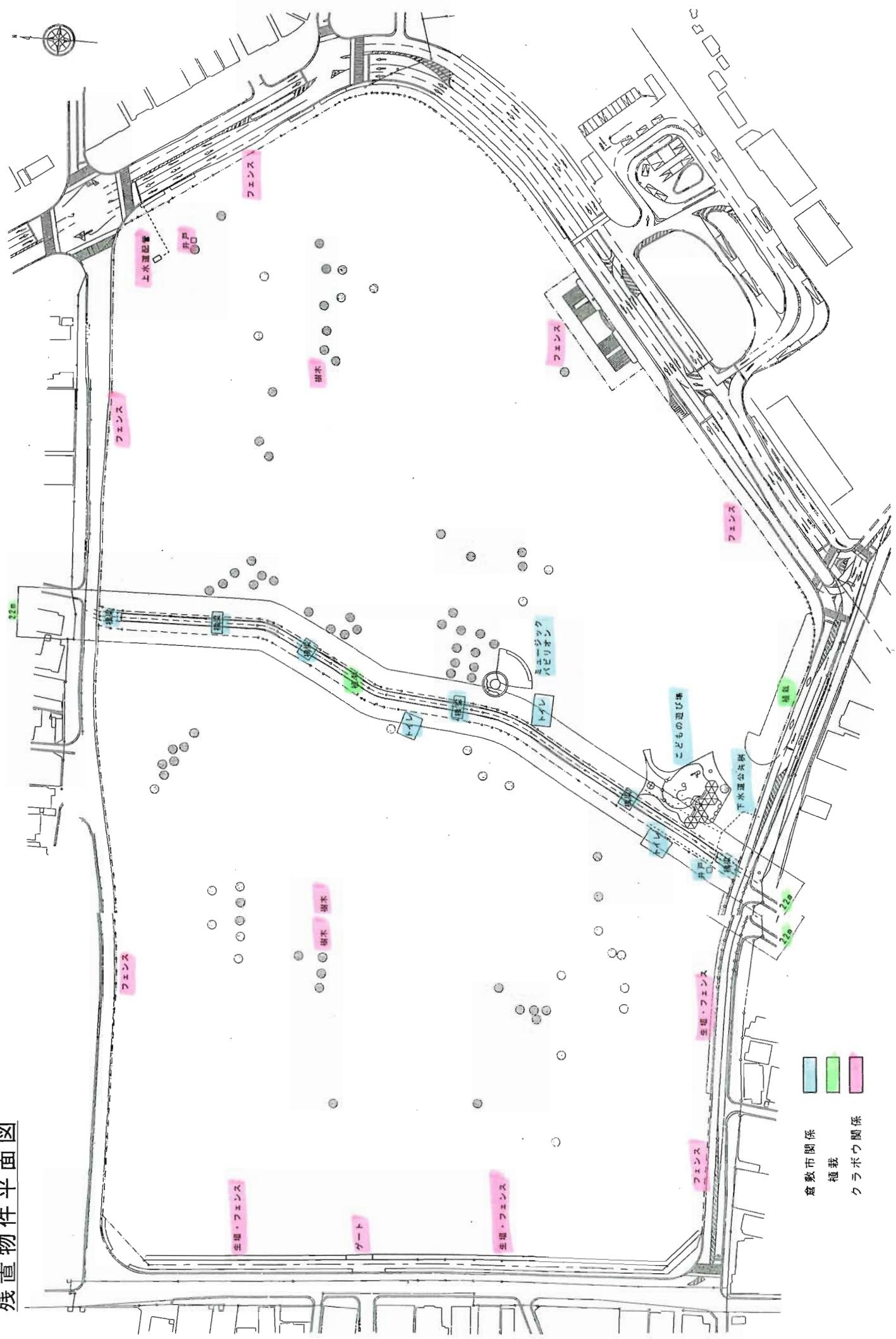
(2) クラボウ関係

区分	数量	摘要
井戸	1個	旧オールドコペンハーゲン東側
樹木	82本	
フェンス	一式	門扉、境界縁石及び生垣の一部を含む。
上水道配管	一式	引込管及び量水器2個

2 財産処分の取扱方針

- (1) 倉敷市関係の物件については、「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」に基づき、土地の返還期限である2月末までに倉敷市へ無償譲渡する。
- (2) クラボウ関係の物件については、土地の返還期限である2月末までに、県議会の議決を経て、クラボウへ無償譲渡する。

残置物件平面図



市町村への事務・権限移譲について

市町村への事務・権限の移譲については、「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」（以下、計画という。）に基づき推進しているところであるが、このたび、市町村との協議により来年度からの移譲事案が決定し、これを反映させて計画を一部改訂したので報告する。

1 来年度から移譲する事案

①福祉事務所パッケージ／6事務（移譲先市町村の拡大）

移譲先：新庄村、移譲時期：平成22年4月1日

②建築審査パッケージ／4事務（移譲先市町村の拡大）

移譲先：笠岡市、移譲時期：平成22年4月1日

③社会福祉パッケージ／9事務（新規）

移譲先：新見市、移譲時期：平成22年10月1日

なお、「社会福祉パッケージ」については、社会福祉法人の設立認可や社会福祉施設の設置認可など関連する事務を一括して移譲するため、計画に移譲対象事務を一部追加し、新たなパッケージとして設定したもの。

2 今後の進め方

移譲する事務については、移譲先の市・村と連携して県民への周知を図るとともに、研修等により円滑な引継ぎに努め、それぞれ4月又は10月から事務を移譲する。

3 参考：これまでに移譲が決定した事務・権限（項目）の数

区分	これまでの 移譲決定数 A	今回の移譲決定数		移譲決定数 合計 A+B
		新規 B	拡大 ※	
一律移譲方式対象事務	61	0	0	61
パッケージ方式対象事務	53	9	10	62
計	114	9	10	123

※「拡大」は、移譲先市町村を拡大するもの（福祉事務所パッケージ、建築審査パッケージ）